

【公園利用のルール Q&A】

Q：公園内で**犬の放し飼い**や**ロングリード**はなぜダメなのか。

A：公園内で放し飼いによる犬の散歩は禁止しています。

公園内で犬を散歩させる場合、「埼玉県動物の保護及び管理に関する条例」に基づき、犬を制御できる者が、犬を綱・鎖等で確実に保持することが義務付けられているためです。

また、長すぎるリードは、犬と周りの公園利用者との接触等の不測の事態に即応することが難しく、思わぬ事故につながる可能性がありますので、リードは飼い主が手元で確実に犬を制御できる長さの物をご使用ください。

Q：公園内で**猫に餌**をあげたい。

A：「飼い主のいない猫」への無秩序な餌やりは、過剰な繁殖に繋がることや糞尿などの問題があることからご遠慮いただいております。

また、その他の動物につきましても餌やりはご遠慮ください。

Q：なぜ公園内で**花火**を禁止するのか。

A：園地への損傷や火災、近隣住宅への騒音などが懸念されるため、花火は禁止しております。

ただし、行為許可を受けた公共性のあるイベント等の催しに伴うものは除きます。花火を行うイベント等は、公園緑地課にご相談ください。

Q：なぜ公園で**野球やサッカー**を禁止するのか。

A：大人や十数人が集まって行う硬球を使用した球技については、他人に怪我をさせる可能性があり、試合形式などの使い方や広い範囲を独占して他の人が利用できなくなるような使い方は認められませんので、そのような場合は禁止しています。

なお、他の公園利用者に迷惑や危険が及ばないような柔らかいボールで親子でのキャッチボールやサッカーなどのボール遊びは、譲り合いながら利用できるという観点から「利用可能」と判断します。

Q：**ボール遊び**と**球技**の違いを教えてください。

A：ボール遊びとは、主に乳幼児から小学校低学年程度を対象とした、柔らかいボールを利用した遊びを総称して言います。

球技とは、対象年齢が高く球体（ボール）またはバットなど棒状の物を用いて得点を争う競技や種目を「球技」と言うように使い分けています。

いわゆる、周囲に利用者が居るいないに関係なく危険性の度合いによるものをご理解ください。

Q：なぜ公園内で**ゴルフの練習**や**素振り**が禁止なのか。

A：ゴルフボールは小さく固いことやゴルフクラブを振る行為は、小石が飛ぶ可能性もあるため、公園利用者の安全に配慮する必要性から周囲への危険性を伴うゴルフの練習や素振りなどの行為は禁止しています。

Q：公園の中で**自転車に乗って**良いのか。

A：公園内は自転車などの車両の乗り入れは原則できませんが、子どもが自転車の練習で乗り入れることは可能とします。また、自転車で公園を通るときは、他の利用者に注意して自転車を降りるなど、十分注意が必要です。

ただし、自転車専用コースやレーンがある公園は除きます。

Q：公園内で**植物採集**や**昆虫採集**をして良いのか。

A：公園内の環境保全の妨げとなる行為や商業用の採集は禁止しますが、児童生徒たちが自由研究のための採集行為であれば可能とします。

Q：**カタログポケット**とは何ですか。

A：カタログポケットとは、スマートフォンやパソコンを使って登録されている広報紙やフリーペーパー等に掲載されているQRコードから、いつでも読み取ることができるツールで、多言語（10か国語）に翻訳することができ、ベトナム語以外は音声の読み上げにも対応しています。

（日本語、英語、韓国語、中国語簡体、中国語繁体、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語）

【その他の事例】

Q：公園内で**ドローン**や**ラジコン**を飛ばしたい。

A：公園利用者の安全に配慮する必要があることから、公園におけるドローンの飛行やラジコンの飛行を禁止しております。

ただし、許可を受けたイベントなどによるものは除きます。

Q：公園内で**モデルの撮影会**や**テレビドラマの撮影**がしたい。

A：行為許可の申請が必要になります。

例えば、テレビ・映画の撮影、モデル撮影会、宣伝用ポスター撮影など、公園の一定の場所を一定の時間、排他的、独占的に使用するような場合は、行為許可申請が必要となります。

Q：公園内で**屋台**や**キッチンカー**を出したい。

A：公園内での営業行為は禁止しております。

ただし、行為許可を受けたイベント等の催しに伴うものは除きます。

Q：公園内で**署名や募金活動**を行いたい。

A：公園での署名または募金活動には許可が必要です。

活動を行う際には、公園利用者等に署名または募金を強要しないこと、公園利用の妨げとならないなどの条件があります。

Q：公園内で**アンケート調査**をしたい。

A：公園内でのアンケート調査は原則できません。公益目的や学術研究の場合は、許可を得て実施可能な場合がありますので、公園緑地課にご相談ください。

Q：公園内で**イベントや集会**を開催したい。

A：公園内でイベント等の開催を検討される場合は、公園緑地課にご相談ください。

Q：公園内で**楽器の練習**をしたい。

A：公園利用者や近隣住宅等に迷惑となる大音量による音楽や楽器などの演奏は、ご遠慮いただいております。